

令和2年5月臨時会

小平・村山・大和
衛生組合議会

日 時 令和2年5月15日（金）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

小平・村山・大和衛生組合議会

令和2年5月臨時会

日 時 令和2年5月15日（金）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

1. 出席議員（12名）

1 番 きせ恵美子	2 番 津本裕子
3 番 比留間洋一	4 番 山崎とも子
5 番 木戸岡秀彦	6 番 二宮由子
7 番 中村庄一郎	8 番 森田真一
9 番 石黒照久	10 番 鈴木明
11 番 波多野健	12 番 渡邊一雄

2. 欠席議員（0名）

3. 出席説明員

管 理 者 小林正則	副 管 理 者 尾崎保夫
副 管 理 者 藤野 勝	助 役 伊藤俊哉
会 計 管 理 者 石川進司	事 務 局 長 村上哲弥
総 務 課 長 谷川知治	業 務 課 長 田野倉勇
計 画 課 長 伊藤 智	参事(施設更新) 小暮与志夫
総務課長補佐 藤野信一	業 務 課 長 補 佐 片山 敬
業 務 課 長 補 佐 三野正彦	

議事日程（第1号）

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 諸報告
- 第4 議案第8号 （仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業に係る新ごみ処理
施設建設工事請負契約の締結について
- 第5 議案第9号 小平・村山・大和衛生組合（仮称）新ごみ焼却施設事業者
選定審議会設置条例を廃止する条例

午後 1 時 5 6 分 開議

○議長【中村庄一郎】 皆さん、こんにちは。定刻より早いですけれども、皆さんお集まりですので、こういう状況でありますので、ちょっと早めに始めさせていただきたいと思います。本日は開議時間を午後 2 時といたしましたので、御了承いただきたいと思います。

なお、議場の室内環境などにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した措置を取らせていただきましたことを御了解いただきたいと思っています。

また、議事終了後、議員説明会を予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、ただいまの出席議員数が 1 2 名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから小平・村山・大和衛生組合議会 5 月臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。お手元の議事日程に従いまして議事を進めさせていただきたいと思います。

日程第 1 会期の決定

○議長【中村庄一郎】 日程第 1 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては本日 1 日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 御異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長【中村庄一郎】 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員につきましては、「会議規則第77条」の規定により、議長から指名を申し上げます。

4番 山崎とも子議員

6番 二宮由子議員

12番 渡邊一雄議員

以上、3名の方をお願いをいたします。

日程第3 諸報告

○議長【中村庄一郎】 日程第3「諸報告」を行います。諸報告につきましては、本年2月に行われました当衛生組合一般会計出納検査の結果、及び令和元年度小平・村山・大和衛生組合一般会計繰越明許費についての報告でございます。お手元に配付いたしました印刷物のとおりでございます。

日程第4 議案第8号 (仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業に係る新ごみ処理施設建設工事請負契約の締結について

○議長【中村庄一郎】 日程第4、議案第8号「(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業に係る新ごみ処理施設建設工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第8号につきまして説明

を申し上げます。

本案は、(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業に係る新ごみ処理施設建設工事の実施に伴う工事請負契約を締結する必要から提案するものでございます。

(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業につきましては、総合評価一般競争入札を行いました結果、川崎重工業株式会社を代表企業とする川崎重工業グループを落札者といたしました。この結果を受けまして、川崎重工業株式会社を代表構成員といたします川重・青木あすなろ特定建設工事共同企業体と、新ごみ処理施設建設工事につきまして302億3,900万円で3月31日に仮契約を締結したものでございます。

詳細につきましては事務局より説明をいたしますので、御決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長【中村庄一郎】 ありがとうございます。

○事務局長【村上哲弥】 議案第8号の内容につきまして、説明申し上げます。

本契約案件は、Design:設計、Build:建設、Operate:運営を一括して発注するDBO方式によって実施する(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業のうち、小平市中島町2番1号を施工場所とし、令和10年3月31日までを工期として、既存ごみ処理施設の解体撤去を含めた新たなごみ焼却施設等の設計・建設を行うことを内容とする工事請負契約でございます。

入札につきましては、整備・運営事業として、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札方式により実施いたしました。

総合評価一般競争入札の実施に当たっては、5名の学識経験者で構成される小平・村山・大和衛生組合(仮称)新ごみ焼却施設事業者選定審議会を設置し、その審議により、最優秀提案者を選定いただきました。

その結果を踏まえまして、組合において、最優秀提案者を落札者とすることを決定したところでございます。

入札参加者は、川崎重工業株式会社を代表企業とする川崎重工業グループ 1 者でございます。

入札結果につきましては、整備・運営事業の全体として、提案書に関する技術得点が 60 点の配点のところ 41.15 点、入札価格に関する得点が 40 点の配点のところ 40 点、落札率が 98.6%、総合評価値が 81.15 点でございました。

落札金額につきましては、整備・運営事業の全体として、税込みで 461 億 8,900 万円、内訳といたしましては、設計・建設業務 302 億 3,900 万円、運営維持管理業務 159 億 5,000 万円でございます。

本件工事請負契約につきましては、本議案の可決を頂きましたときに本契約となる仮契約を締結してございます。

また、整備・運営事業を構成する新ごみ処理施設運営維持管理業務委託契約その他の契約につきましても、本議案の可決を頂くことをもって効力発生の条件とする停止条件付の契約を締結してございます。

なお、本件工事請負契約の契約の相手方でございます川重・青木あすなる特定建設工事共同企業体の構成員は、川崎重工業株式会社と青木あすなる建設株式会社東京建築本店でございます。

続きまして、議案第 8 号の関係資料に基づきまして、担当参事から説明申し上げます。

○参事（施設更新）【小暮与志夫】 それでは、お手元の右肩に「議案第 8 号参考資料 2」と書かれている資料に基づきまして御説明申し上げます。

まず、今回お示しする資料ですが、設計施工契約でございますので、仮契約時におけるメーカー設計段階の資料をお示ししております。本契約後、詳細の設計協議に入りますので、建物の概要、各図面につきましては協議の中で変更される場合がございます。

それでは1枚目、新ごみ処理施設建設工事概要を御覧ください。

施設の建設場所については、小平市中島町2番1号、現在の組合事業用地で、4・5号ごみ焼却施設及び不燃・粗大ごみ処理施設を稼働させながら工事を行います。

(仮称)新ごみ焼却施設整備基本計画に基づき、既存施設の老朽化・旧式化への対応、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進のため、エネルギー回収型廃棄物処理施設を整備するものでございます。

工事の概要としましては、粗大ごみ処理施設及び3号ごみ焼却施設を解体撤去し、その跡地に新たなごみ焼却施設を設計・建設、その後4・5号ごみ焼却施設を解体撤去し、その跡地に管理棟などを設計・建設するものでございます。

施設において処理する廃棄物の種類については、可燃ごみ、不燃・粗大ごみ処理施設から発生する破碎残渣、焼却対象の災害廃棄物、広域支援廃棄物でございます。

施設の規模は1日236トンで、1日118トン処理できる焼却炉2炉の構成で、処理方式としては全連続ストーカ式焼却炉、廃熱ボイラーを用いて排ガスを冷却いたします。

工期は、令和9年度末となる令和10年3月31日までとしております。

建物につきましては、高さが地上約22メートル、地下23メートルでございます。煙突は59.5メートルで、建物と一体構造となっております。

次に、排ガス処理設備です。ろ過式集じん器、これはバグフィルターです。有害ガス除去装置、触媒反応塔を備えて排ガスの処理を行います。

余熱利用設備です。廃熱ボイラーでごみの焼却熱により発生した高温高圧の蒸気を蒸気タービン発電設備に導き、最大6,000キロワットの発電を行います。発電効率は23.9%となります。

余熱はこのほか場内給湯、場外のこもれびの足湯及び地域防災に利用します。

電気計装設備としては、6万6,000ボルトの特別高圧電力を新たに引き込み、余剰電力を売電します。また、停電時においても焼却炉を起動できる能力を有する1500kVAの非常用発電機を設置します。自動制御については分散型自動制御システム方式を採用します。

ページを1枚おめくりください。ここからA3サイズの図面が5枚ございます。まず、1枚目の全体フローシートでございます。

この図は工場内のごみ処理の流れを示しているもので、大きく分けてごみを焼却処理する系統、排ガスを処理する系統、蒸気を用い、余熱を利用する系統について説明いたします。

まず、ごみを焼却処理する系統についてです。

工場に搬入された可燃ごみなどは、プラットホームからごみピットに投入され、ごみピットからごみクレーンを用いて焼却炉の入り口であるごみ投入ホッパに投入します。

ごみは焼却炉内で焼却され、灰となり、灰ピットに運ばれます。この際、磁選機や振動ふるいで金属類などの有価物を選別回収し、焼却灰は日の出町にある東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設で、金属類は専門業者で資源化したします。また、排ガス中の飛灰については主にバグフィルターで取り除かれ、エコセメント化施設へ運搬します。

次に、排ガスの処理について説明いたします。

まず、焼却炉内の高温部に窒素酸化物低減対策のため、尿素を吹き込みます。燃焼排ガスは高温であるため、ボイラーを利用し、冷却いたします。その後、塩化水素、硫黄酸化物、ダイオキシン類、水銀などを低減するために、排ガス中に消石灰や活性炭を吹き込み、ばいじんとともにバグフィルターで捕集します。

その後、触媒反応塔でさらにダイオキシン類を低減し、煙突へ導きます。

次に、蒸気を用いた余熱利用について説明します。

ボイラーで発生した高温高圧の蒸気を蒸気タービンに導き、タービンを回転させます。このタービンに接続された6,000キロワットの発電機により発電します。発電された電気は工場内の全ての電力を賄うほか、余剰電力は電力会社へ売電します。

蒸気タービンで仕事を終えた蒸気の一部で温水を作り、その後、蒸気復水器において水に戻し、再度ボイラーへと送水します。

資料を1枚おめくりください。

敷地内の工場などの全体配置図でございます。

工場棟については左側、西側になりますが、こちらがごみの搬入の場所、プラットホームやごみピットとなります。

ごみの流れとしては、ここから右側、東に向かって処理されます。まず焼却炉、次に排ガス処理設備、蒸気発電に関する設備となってきます。煙突は工場の中央部の北側に設置し、建物と一体型としております。

工場棟から見ますと北東の位置になりますが、4・5号ごみ焼却施設を解体した後になりますけれども、こちらに管理棟を建設し、駐車場などを整備します。管理棟の1階は主に事務室等になり、2階が環境学習や見学ができる場所となります。また、この2階部分から焼却施設へ渡ることができ、工場見学ができるようになっております。

敷地内への入退場は安全面を考慮し、ごみ収集の搬入車両と一般車両の出入口を分けております。また、徒歩での出入口を別に設けています。

なお、敷地内は周辺環境と調和させるための緑地、イベントなどに活用できるスペースが確保されています。また、図中の赤線は見学通路を示しております。

次のページをお願いいたします。

工場の機器配置の断面図でございます。この断面図は南側から見たもので、図の左側が西、右側が東、不燃・粗大ごみ処理施設及び足湯側となっております。左の端、中段辺りに、小さい文字ですがG Lと記載されております。このレベルが地面の高さとなります。機械装置の多くが地下に設置されております。

先ほど全体配置図で御説明したとおりでございますが、左側、西側からごみを搬入するプラットフォーム、ごみを貯留するごみピット、焼却炉、焼却炉の下部には灰出しコンベヤなどの灰出し設備、焼却炉の上部にボイラー、バグフィルターや触媒反応塔などの排ガス処理設備、蒸気タービン発電機や蒸気復水器などの蒸気系統の設備となっております。

次のページをお願いいたします。次のページは南側、外部から見た建物の立面図となっております。先ほどの機器断面図と方向や図面の縮尺を合わせておりますので、比較して見ていただければと思います。

外観を見ますと、建物の高さを抑え、西側に傾斜する屋根を採用し、圧迫感の低減に努めています。

見学通路については、2階部分で周回できる通路を設け、不燃・粗大ごみ処理施設への連絡通路を設置します。

次のページをお願いいたします。最後になりますが、管理棟の2階の平面図でございます。ここでは、見学者説明室や展示ホールなどを備えており、環境学習、啓発などができるようになっています。ここから工場棟への見学通路がつながっており、2階レベルでごみ焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設の見学が可能となっております。

説明は以上でございます。

○議長【中村庄一郎】 それでは、提案説明が終わりました。

質疑に入ります。

○5番【木戸岡秀彦】 それでは、何点か項目ごとに質問をさせていただきます。

平成30年2月に今回の新ごみ処理施設の基本計画が示されて、これに関しては建設工事が258億円、解体工事が35億円、合計293億円ということになっておりますけれども、今回示された302億3,900万円と増額になっておりますけれども、これはどのようなことなのかお伺いをしたいと思います。まず1点目はこれをお願いいたします。

○参事（施設更新）【小暮与志夫】 平成30年に策定をしました（仮称）新ごみ焼却施設整備基本計画におきまして、概算ですけれども、事業費の算定しております。こちらは解体を含めた建設工事費を算定しております。この数字が293億円と示させていただいております。

その後、組合におきまして他団体の類似事例などを用いまして事業費を算出しております。この段階で組合のほうで算出しました事業費としましては、264億円ということで算出をしております。

その後、今回事業方式をDBOと定めております。組合におきましては、DBOの場合は、建設とその後の運営も合わせた形での方式となりますので、建設費と運営費を合計額で入札し、価格を得ることになっておりますけれども、建設費、運営費それぞれに組合の場合は上限を設けない形にしました。

建設した後、運営も行っていきますので、その運営を見据えた建設のやり方が事業者にとって少し自由度を与えられるということになります。それぞれに上限を設けず、総額での比較という形にさせていただいています。

その結果としまして、川崎重工業グループにおきましては、建設費を302億円としております。ただ、この分、全体の事業費で見えておりますので、運営の事業費が下がっているという形になっております。

以上でございます。

○5番【木戸岡秀彦】 あと、資料の多摩地域のごみ焼却施設で、浅川清流と町田市と八王子市の落札状況が出ておりますけれども、様々条件が違ったりしますので、当組合と同等の処理施設の浅川清流が1日228トンで、当施設は1日236トンということですが、浅川清流は建設費と運営費合計で264億4,800万円、小村大のごみ処理施設は合計425億7,500万円ということで、約161億円もの差がありますけれども、この違いについて伺いをしたい。

○参事（施設更新）【小暮与志夫】 浅川清流と比較しまして、金額が高いのではないかとございまして、団体によって様々な条件が違ってくると思いますが、まず解体工事費がこの組合の場合には、粗大を含めて、3号ごみ焼却施設、4・5号ごみ焼却施設等が含まれておりますので、解体費用は違うのかなと考えています。

そのほかの金額の差につきましては、それぞれのメーカーとか、そのほかの条件等があるかと思っておりますので、今現状でなぜそういう差が出ているのかというのは把握できません。

以上です。

○5番【木戸岡秀彦】 浅川清流は解体の費用は含まれないということで、やはり様々な価格の高騰とか、東日本大震災とか様々なことがあって、そういった部分があるのかなと思うんですけども、それについてはいかがですか。関係性はあるんですか。

○総務課長【谷川知治】 やはり建設費が上がってきているということは言えるかとは思いますが。ただし、それが浅川清流環境組合さんと、こちらの小平・村山・大和衛生組合との差がそれであるかどうかというのは、やはりちょっと把握ができていないところでございます。

以上でございます。

○5番【木戸岡秀彦】 あと2点お伺いしたいんですけれども、このことによつて各市の単年度の負担はどのようになるのか、お伺いをしたい。

○総務課長【谷川知治】 取りあえず建設費に関してでありますけれども、302億円の財源といたしましては、国からの交付金の一つございます。また、地方債として起債をするということが一つございます。残りは施設整備基金の繰入金でありますとか、一般財源という形になります。

そういったところで、実際今回、川崎重工業グループからの提案に対してそれぞれ幾らになるかというのは、今後、契約後、詳細な設計を詰めていく中で計算していくということにはなりますけれども、ただ、現時点での見込みといたしまして、予定価格算出の段階でこちらで想定として持っておりました各財源の比率に、この302億3,900万円をそのまま当てはめてみますと、特に地方債については約183億円という形の計算になります。

単純な比率を当てはめたというものでありますので、一応現時点での数字という形になりますけれども、こちらをごみ処理施設の関係で借入れをする地方債、財政融資資金での償還を前提といたしますと、元金を17年で返還するという形を前提として考えております。

そうしたところから言いますと、10年ほど先になりますけれども、新ごみ処理施設の建設の起債の償還のピーク時には、3市全体で、組合としての全体で約10億8,000万円という計算になります。こちらは、その時点で分担金を頂いてお返しするという形になります。

ただ、そのほかの要因としまして、運営費が下がります。現状、こちらも通常であれば幾らが幾らになるかというのも申し上げにくいんですけれども、令和2年度予算で言いますと、組合の施設の運転ですとか、設備の維持管理費は予算上、塵芥処理維持管理費というところで計上しております。それが令和2年度予算ですと約14億7,000万円で、それが今後運営費としましては、委託

料と組合で引き続き持つていく分がありまして、8億円弱という形で考えております。その差が、令和2年度との比較ではその分下がってくると、それがマイナスの、分担金を下げる要因として働くかと思えます。

そういった、施設の整備、建設に関する分担金への影響ではそういったところが出てきますけれども、それが各年度で具体的に幾らでありますとか、そのときの分担金が、何年度が幾らといった形では現時点でお示しができないということで御了承いただければと思います。

以上でございます。

○5番【木戸岡秀彦】 分かりました。ぜひ具体的に示していただきたいなと思いますけれども、最後に資源化基準の統一について、いつ、どのような内容で行うのか、また具体的に示す必要があると思いますけれども、これに関してお伺いをしたいと思えます。

○計画課長【伊藤 智】 資源化基準の統一でございますが、今まで資源物中間処理施設を建設し、その後、不燃・粗大処理施設ということで、いろいろ施設を建設するに当たりまして、基準の統一をどうしていこうかというところを従前から3市、組合も含めて4団体で検討してきているところです。

東大和市さんが一番初めにゴミの有料化を始めまして、その後、小平市さんが有料化をしました。その時点で、細かい文言は違うにしても、分別の基準がある程度そろってきたような状況でございます。

この後、武蔵村山市さんがゴミの有料化をするというところがございますので、その辺を見据えた中で、また3市が統一するような形で、まだいつというところまでは行っていませんが、将来的に統一の方向でというところは検討を継続しているという状況でございます。

以上でございます。

○5番【木戸岡秀彦】 これに関しても、ぜひ具体的に示していただきたいと

思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。これは要望です。

以上です。

○議長【中村庄一郎】 ほかに質疑はございますか。

○12番【渡邊一雄】 今、やり取りでありましたけれども、建設費と運営費のところ、結局、現状の本年度予算の14億7,000万円の塵芥処理維持管理費と比べると、大体とんとんという話だったんですけども、その中に電気の売電の部分というのは今説明があったかどうか、とんとんになるだろうというところを、もう少しできる限り分かる範囲でお聞きしたいというのが一つ。

それと、配付資料ですかね、その中に選定審議会の講評が載っておりまして、その最後のところに、不測の事態が起きた場合、あるいはリスク管理に関しての記載がございます。

前回の議会でも伺ったんですが、今、井戸水に有機フッ素化合物、PFOS、PFOAというのが含まれているという問題が出ていて、国のほうでも暫定目標値というのができたということで、現状ではこのPFOS、PFOAに関する測定というのが入っていないかと思うんですが、この問題がどんどん大きくなったときに、こうした不測の事態あるいはリスク管理というところで処理していただけるのかどうかということで、2点伺います。

○参事（施設更新）【小暮与志夫】 まず1点目の、売電による収入がどのくらいになるのかという話は、説明の中ではまだしておりませんでした。ここで説明をさせていただきますが、先ほど蒸気を使って発電をし、場内の電気を使った上で余った分は売電をする、送電をして売るという話をさせていただきましたけれども、これは運転の6,000キロワットというのは、2炉をフルに動かしたときの容量なんですけれども、1炉運転であったり、負荷を下げる運転であるときにはその発電の電力量というのは下がってきます。ごみ量によっても変わってきますが、提案によりますと、年間で売電できる電力量というのが、

約2,500万キロワットアワーの売電ができるであろうという提案が出されております。

この電力量に、現状の制度であったり、その制度を活用するためには一定の条件がありますので、そういったものは仮の条件を入れて試算をしてみますと、おおむね3億円程度の売電収入が得られると計算ができます。それが分担金に対してはマイナス要因、少なくできるということになってくると考えられます。

2点目ですけれども、井戸水からPFOS、PFOAが検出されたという件でございますが、水道水に関して暫定の基準値が出ているということは確認をさせていただいております。

今回の要求水準書、発注の中では、工場に関して様々な分析、測定をしていきますけれども、PFOS、PFOAを測定するという仕様にはなっておりません。この組合に関する工場に対しての規制基準ということで示されているということではございませんので、現状では測定をしていきません。

今後、規制基準が変わってまいりまして、工場に対しても管理しなければいけないとなってきましたら、先ほどの議員のお話がありましたとおり、リスク分担というところは、あらかじめ組合とこの事業者でこういう法律が変わったときはどういうリスク、どっちがリスクを持ちましょうという分担をしておりますが、法制基準が変わったときには組合側のリスクということになってきますので、そのときは協議の上、費用がかかる場合は費用を支払う形になると思っておりますけれども、そういった法整備が変わってきたところでまた検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○総務課長【谷川知治】 渡邊議員の御質問の中で、私の答弁の中でとんとんになるというお話をしたというようなことがありましたけれども、ちょっと説

明がうまくなかったとしたら申し訳ないんですが、私が申しあげましたのは新ごみ処理施設の建設の関係の起債の償還で、ピークの時点で10億8,000万円ほどがプラスの要因として見込まれるというところでございます。

また、もう1個は、現状、令和2年度予算における運営の経費に近い塵芥処理維持管理費の予算14億7,000万円が、SPCによる運営が始まった後には8億円弱になる、その差額はマイナスとして発生するというので、そうなりますと、とんとんということではございませんので、私のお話の中ではとんとんということではありませんでしたので、そこは申し述べさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○12番【渡邊一雄】　そうしますと、プラス要因としては償還金のピーク時の10億8,000万円と、年間の8億円の運営費、マイナス要因としては、現在の維持管理費でいうと14億7,000万円プラス売電で、このままの基準でいった3億円と、単純にそういう考えでプラス・マイナスを考えてよいということでしょうか。

○総務課長【谷川知治】　なかなか10年先のことを単純には申し上げにくいんですけども、売電については、あくまで現時点での制度にのっとって計算するものですので、制度自体がどう変わっていくかということでもやはり収入の額ということは変わってくるかと思えます。

そういったところもありますので、その辺はちょっと御了解を頂ければと思います。

以上でございます。

○12番【渡邊一雄】　2点目に関して、現状ではリスク分担という意味では、PFOS、PFOAの測定ということが必要になった場合は、新たに費用負担などが発生する可能性があるということなんですけれども、やはり近隣の住民

の方とか、あるいは地下水に関わって広大な地域に影響を及ぼすような研究も今されておりまして、ぜひ住民の皆さんの不安を軽減するために、そういった要望には敏感にきちっと反応していただいて、迅速に体制を整えていただきたいということを要望しておきます。

○議長【中村庄一郎】 ほかに質疑はございませんか。

○8番【森田真一】 木戸岡議員などの御質疑とも重複するところがあるかと思うんですが、気にかかっていますのは、ちょうど今で言いますとコロナの関係で、建設現場、野帳場なんかでは人件費の高騰がすごいんです。

具体的に言いますと、3密を避けるために、深夜に一部労働する時間を回してくれというようなことがあって、そうすると深夜労働だと、単純に労務単価が1.5倍ぐらいになりますから、今はまだ造っている段階じゃないですから、あんまり気にする必要はないと思うんですけども、10年からの間にこういった状況が繰り返し起こったりだとか、また実際にスリーハーモニーの建設の折にも熱中症の関係なんかでやはり工期が一部制約を受けたりだとか、いろいろそういう予見し切れなけれども、ある程度そういったことが起こり得るという想定もあって、これぐらい費用は膨らんでいくという可能性も、今、直ちに全部それが分かるということではないと思いますので、具体的な数字でということではないと思うんですけども、川崎重工業さんとの間ではそういったようなことについてはすり合わせをする機会だとか、今こんな話が非公式だけれどもあるとか、そういうようなことがあるかどうかをちょっと教えていただければと思います。

○参事（施設更新）【小暮与志夫】 具体的にコロナの関係で今の工事が延びるとか、深夜とかいうことがあるために、その分で事業費が増額になるという話は特段聞いておりません。

以上です。

○議長【中村庄一郎】 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 質疑を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は、反対の方からお願いをいたします。

(「なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

日程第4、議案第8号「(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業に係る新ごみ処理施設建設工事請負契約の締結について」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【中村庄一郎】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第9号 小平・村山・大和衛生組合(仮称) 新ごみ焼却施設事業者選定審議会設置条例を廃止する条例

○議長【中村庄一郎】 続きまして、日程第5、議案第9号「小平・村山・大和衛生組合(仮称)新ごみ焼却施設事業者選定審議会設置条例を廃止する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第9号につきまして説明

を申し上げます。

本案は、小平・村山・大和衛生組合（仮称）新ごみ焼却施設事業者選定審議会設置条例により設置した（仮称）新ごみ焼却施設事業者選定審議会が、その所掌事務を完了したため、同条例を廃止するものでございます。

また、附則により、小平・村山・大和衛生組合議会の議員等の報酬等及び費用弁償等に関する条例を改正し、審議会の会長及び委員の報酬規定を削るものでございます。

施行期日につきましては、公布の日を予定いたしております。

以上が、本案の内容でございます。

○議長【中村庄一郎】 ありがとうございます。提案説明が終わりました。
質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長【中村庄一郎】 質疑を終了することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【中村庄一郎】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いをいたします。

（「なし」の声あり）

○議長【中村庄一郎】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

日程第5、議案第9号「小平・村山・大和衛生組合（仮称）新ごみ焼却施設事業者選定審議会設置条例を廃止する条例」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長【中村庄一郎】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会 5月臨時会を閉会いたします。

午後 2 時 4 4 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長 中 村 庄一郎

小平・村山・大和衛生組合議会議員 山 崎 とも子

小平・村山・大和衛生組合議会議員 二 宮 由 子

小平・村山・大和衛生組合議会議員 渡 邊 一 雄